

選びます 郷土の未来 背負う人

4月10日(日) 県議会議員選挙

熊本県議会議員八代市・八代郡選挙区一般選挙(定数4人)

午前7時～午後8時 ※一部の投票所では時間が異なります。

問合せ 八代市選挙管理委員会事務局(千丁支所2階) ☎30-1663

投票区番号の変更

投票区の統合により投票区番号が次のとおり変更となりますのでご注意ください。

◆(旧)第41～58投票区

※投票区番号が1番繰り上がります。

例 (旧)第41投票区 → (新)第40投票区

◆(旧)第59～108投票区

※投票区番号が2番繰り上がります。

例 (旧)第59投票区 → (新)第57投票区

投票区、投票所および投票受付時間は入場券に記載しておりますので、ご確認ください。

投票区の統合

(旧)第40投票区 日奈久(新開町・山下町・竹之内町・塩北町・塩南町)

(旧)第41投票区 日奈久(浜町・東町・中町・上西町・中西町・下西町・馬越町・栄町・平成町)

↓統合

(新)第40投票区 [投票所] 南部市民センター1階会議室

(旧)第58投票区 坂本町(下鎌瀬・上鎌瀬・西鎌瀬・三坂・中津道)

(旧)第59投票区 坂本町(枳之俣)

↓統合

(新)第57投票区 [投票所] 三坂地区公民館

投票所の変更

| | 旧投票所 | 県議選挙の投票所 |
|--------|-----------------------|------------|
| 第13投票区 | 麦島小学校体育館 | 麦島幼稚園玄関フロア |
| 第30投票区 | J Aやつしろ平和支所 | 平和町第三研修所 |
| 第58投票区 | 市ノ俣地区公民館 (旧)第60投票区 | 中川商店 |
| 第88投票区 | 白木平集会所 (旧)第90投票区 | 本屋敷集会所 |
| 第96投票区 | 日当杉の谷集会所 (旧)第98投票区 | 野添集会所 |

投票所名称変更

| | |
|---------|----------------------------|
| 第102投票区 | (旧)泉第六小学校 → (新)仁田尾社会教育センター |
|---------|----------------------------|

投票時間が異なる投票所

投票時間は午前7時から午後8時までですが、次の投票区では、終了時間を繰り上げます。

《坂本町》

第45～57・59～62投票区 午前7時～午後6時

第58・63投票区 午前7時～午後4時

《東陽町》

全投票区 午前7時～午後6時

《泉町》

第88～98投票区 午前7時～午後6時

第99～106投票区 午前7時～午後4時

選挙人名簿に登録されない と投票できません

八代市においての県議会議員選挙に使用する選挙人名簿に登録されている人は、次の要件を備えている人です。

①住民基本台帳に記載されていて、平成30年4月11日以前に生まれた人で、平成22年12月31日以前から引続き3箇月以上八代市に住んでいる人。従って、1月1日以降に転入届をされた人は、選挙人名簿に登録されません。

②八代市から県内の市町村に転出(1回に限る)した人は、八代市の選挙人名簿に登録されていれば、3箇月以上現住所(転出先)に居住していても、市町村長が発行する「県内に住所を有する旨の証明書」を八代市の投票所に持参すると「八代市・八代郡選挙区」の投票をすることができます。

③市内の異動(転居)は、3月25日までに住民異動届のあった人に限り、新しい住所地で投票できます。その後、新しい住所地であった場合は、前住所地で投票することになります。

選挙公報

熊本県議会議員選挙では、熊本県において条例の定めがありませんので、選挙公報は発行されません。

任期満了による熊本県議会議員一般選挙は、統一地方選挙により行われます。告示は4月1日(金)、投票は4月10日(日)に市内106箇所の投票所で行います。

選挙人名簿の縦覧

3月31日現在で新たに選挙人名簿に登録された人について、次のとおり名簿の縦覧を行います。

なお、登録内容に異議のある人は、縦覧日に選挙管理委員会に対し、異議の申し出を行うことができます。

縦覧日 4月1日(金)
縦覧時間 午前8時30分～午後5時
縦覧場所 選挙管理委員会事務局
(千丁支所2階)

投票方法

県議会議員選挙の投票方法は、自書式投票です。投票用紙には候補者1人の氏名を書いてください。2人以上の氏名を書いたり、他のことを記入すると、せっかくの投票が無効になる恐れがあります。大切な一票です。正しく記入ください。

入場券

入場券は、世帯主宛にハガキで郵送します。一枚のハガキには4人分までの入場券を印刷しておりますので、一人ひとり切り離して、ご自分の入場券をご持参ください。

入場券がなくても、選挙人名簿に登録されている人は投票できますが、投票の受付の際に、お待ちいただく時間が短縮されますので、入場券をご持参ください。

開票

日時 4月10日(日)午後9時30分～
場所 八代市総合体育館大アリーナ

【開票を参観される人へお願い】

開票所(総合体育館)周辺施設への無断駐車は、遠慮ください。なお、開票参観人駐車場(総合体育館南側)は午後9時から利用できます。

代理投票制度

病气やケガなど、1人で投票用紙の記入ができない人の代わりに、投票事務従事者2人が立ち会い、投票用紙に記入するものです。従事者は、投票の秘密を必ず守らなくてはなりません。投票用紙への記入が困難な人は、投票所でお申し出ください。

点字投票制度

点字により投票いただくものです。各投票所には、点字投票用の投票用紙と点字器を準備しておりますので、投票所でお申し出ください。

病院・老人ホームなどに 入院(入所)されている人

病院や老人ホームなどの施設に入院(入所)されている人は、その施設が「不在者投票施設」として指定を受けている場合、その施設内で投票をすることができます。入院(入所)中の施設が不在者投票施設であるか、施設へご確認いただくか、選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

期日前投票所と受付期間

4月10日の投票日に仕事やレジャー、冠婚葬祭などで投票に行けない方は、期日前投票をご利用ください。
枳ノ俣地区公民館を除き住所地による指定はありませんので、表内のどの会場でも期日前投票ができます。
※宣誓書の提出が必要です。
※期日前投票を行う日に20歳に達しない人は投票方法が異なります。

| | |
|--------|---|
| 受付期間 | 4月2日(土)～9日(土) |
| 受付時間 | 午前8時30分～午後8時 |
| 期日前投票所 | <ul style="list-style-type: none"> ◎やつしろハーモニーホール多目的ホール(新町) ※最終日は込み合います。あらかじめご了承ください。 ◎坂本公民館1階ロビー(坂本町坂本) ◎八代市役所千丁支所1階第1会議室(千丁町新牟田) ◎八代市役所鏡支所1階第1会議室(鏡町内田) ◎八代市役所東陽支所1階応接室(東陽町南) ◎八代市役所泉支所1階会議室(泉町柿迫) ◎南部市民センター1階会議室(日奈久塩南町) 【注意】南部市民センターは午後5時まで |

【注意】八代市役所の本庁舎には期日前投票所はございません。

郵便等投票

郵便等による不在者投票は、身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちの選挙人で、次の①又は②に該当する人、又は介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の人に認められています。

①身体障害者手帳の記載内容が、両下肢、体幹、移動の障害の程度が1級又は2級、又は、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害の程度が1級又は3級、又は、肝臓、免疫の障害の程度が1級から3級の人。

②戦傷病者手帳の記載内容が両下肢、体幹の障害の程度が特別項症から第2項症、又は、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害の程度が特別項症から第3項症の人。

※郵便等投票の制度を利用するには、あらかじめ、手続きが必要となりますので、八代市選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

みんなで守ろう三不運動



贈らない。 求めない。 受け取らない。

政治家は有権者に寄附を『贈らない!』
有権者は政治家に寄附を『求めない!』
政治家から有権者への寄附は『受け取らない!』

八代市明るい選挙推進協議会